

実家に帰ろう住宅改修等補助金 交付申請に必要な書類（全ての添付書類はコピーでも可）

交付申請書類	交付先	確認
1 実家に帰ろう住宅改修等補助金交付申請書 ※日付空欄	—	
2 Uターン世帯全員（子ども含む）の 「戸籍の附票」または「住民票の除票」 ※転入する直前 10 年間のうち通算で 5 年以上、かつ転入直前に 1 年以上連続して市外の住民であったことが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 戸籍の附票（本籍地の役所）</li> <li>• 住民票除票 ※外国人のみ（前住所地の役所）</li> </ul>	
3 Uターン者と実家所有者の関係が分かる「戸籍謄本」	• 伊万里市市民課	
4 Uターン世帯全員（子ども含む）の実家転入後の「住民票謄本」	• 伊万里市市民課	
5 実家所有者の「住民票抄本」 ※実家所有者が亡くなっている場合は、「住民票の除票」または亡くなっていることが分かる「戸籍謄本」を取得してください。	• 実家所有者の住所地の役所	
6 Uターン世帯全員および実家所有者の 「完納証明書（滞納のない証明書）」または 「納税証明書（伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金用）」 ※直近の証明書を取得してください ※実家所有者が亡くなっている場合の納税証明書は裏面参照		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">Uターン世帯</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">実家所有者</div>
7 実家の登記事項証明書（全部事項証明） （1）解体・新築の場合「実家の滅失登記」および「新築登記」 （2）改修の場合「実家の全部事項証明書」	• 法務局 伊万里支局	
8 「請負契約書」または「見積書および請求書」の写し ※内訳が必要 ※申請者名でお願いします ※解体・新築の場合は解体分と新築分に分けてください。	—	
9 住宅の平面図（※新築のみ）および、住宅の位置図	—	
10 写真 （1）解体・新築の場合「解体前・解体後・新築（いずれも外観）」 （2）改修の場合「改修前・改修後（改修箇所ごとに）」	—	
11 アンケート	—	
12 実家に帰ろう住宅改修等補助金交付請求書 ※日付空欄 認印（事前申請と同じ印）と通帳写し（口座番号確認用）	—	

※実家所有者が亡くなっている場合の納税証明書

「納税証明書（伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金用）」を取得してください。

- ・ 現年度を含め4年度分遡って発行可能。

（例：現年が令和6年度の場合、令和5年度、令和4年度、令和3年度分は発行可能）

- ・ 死亡日の属する年の年度分を取得してください

（例：令和5年1月2日死亡の場合は令和5年度分を取得）

- ・ 取得可能な人：相続人

- ・ 取得に必要な書類：実家所有者と相続人の関係の分かる戸籍謄本、相続人の現在の戸籍謄本

※死亡時の住所が伊万里市でない場合は、対象の市町に、納税証明書の発行可能年度と「納税証明書（伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金用）」に証明してもらえるかを確認すること。